一般財団法人

自然環境研究センター



JAPAN WILDLIFE RESEARCH CENTER

PROFILE



ごあいさつ

一般財団法人　自然環境研究センター
理事長　**石井　信夫**

南北３千キロメートルを超えて連なる弧状列島に伊豆・小笠原諸島を含み、一部に３千メートル級の山岳を擁する日本には、亜熱帯から寒帯までの気候に対応して常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、常緑針葉樹林、高山植生などの自然植生が成立し、固有性の高い植物相、それを基盤とした同じく固有性の高い動物相がみられます。陸域を取り巻く海洋環境も生物多様性に富んでいます。そのような生物相と人為影響の大きさから、日本は世界的にみて保全の優先度が高い生物多様性ホットスポットのひとつと評価されています。

この豊かな自然の中で人々は暮らしを営んできました。長い歴史を通じて私たちは自然環境に大きな影響を及ぼしてきましたが、近年、人間と自然環境との関わり方は急速に変化しています。これまで問題とされてきた野生生物の生息・生育地の改変・消失、過剰利用による野生生物資源の枯渇に加え、人間活動のグローバル化に伴う外来種の侵入・増加などが進行しています。一方で、人口減少・少子高齢化がもたらす人間活動の低下も、これまでに成立した自然を大きく変えています。それは、里山の環境変化、ニホンジカやイノシシ、クマ類といった大型哺乳類の増加や分布拡大などとして現れ、農林業や日常生活に深刻な問題が生じています。

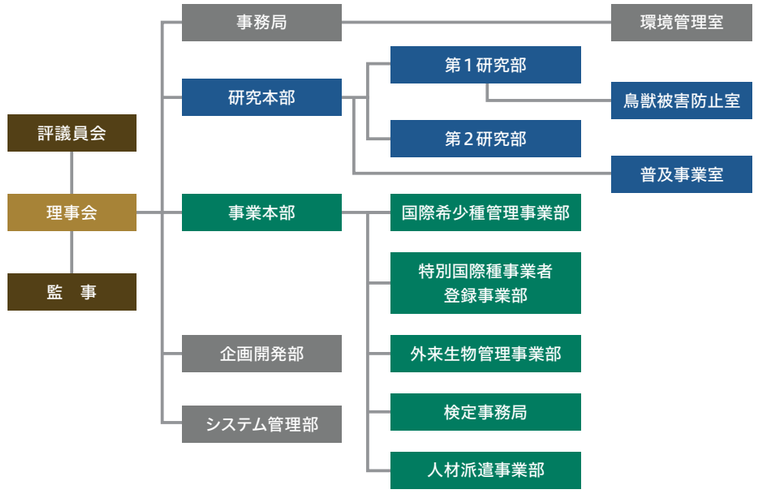
20世紀のとくに後半に入ると、自然史学（Natural History）を基礎に、人間と自然環境との関わり方を考え実践するための応用科学として、野生生物との共存や生物多様性の保全を図る野生動物管理学（Wildlife Management）そして保全生物学（Conservation Biology）が発達してきました。希少種や生物多様性の保全、在来種や外来種の管理を的確に行うには、こうした分野で得られた研究成果を現場に適用し、また発展させていかなければなりません。現在では、生物のもつ遺伝子レベルの情報をふまえた保全も求められています。

自然環境研究センターは、人間社会と自然環境との調和、野生生物と人間との共存を理念として掲げ、1978年「日本野生生物研究センター」という名称の下に設立されました。以来、自然科学と環境政策とを結びつけるべく、この分野のパイオニアとして、多様な生物種や生態系を対象とした基礎的な調査研究、関連情報の収集・整理・提供を行うとともに、様々な現場において希少種や生態系の保全、野生動物管理に携わり、国際協力や人材育成などに関連する事業にも参画してきました。これからも、日本そして世界の生物多様性と自然資源を守り、次世代に引き継ぐために、調査研究、実践、普及啓発活動の充実・発展に寄与してゆく所存です。

センターの概要

名　　称	一般財団法人　自然環境研究センター　　Japan Wildlife Research Center 1992年（平成４年）７月、日本野生生物研究センターから名称変更 2012年（平成24年）７月、一般財団法人へ移行
所 在 地	〒130-8606　東京都墨田区江東橋三丁目3番7号　TEL 03-6659-6310（代）
基本財産	２億円
設立年月日	1978年（昭和53年）10月６日

組　織



目的と事業（定款より）

自然環境研究センターは、生態系の保全など生物多様性の保全の重要性に鑑み、国内及び国外の自然環境の保全に関する調査研究、情報の収集整理及び提供等を行い、もって自然環境保全の推進に資するとともに、現在及び将来の持続可能な人間－環境系の創造に寄与することを目的として、次の事業を実施しています。

1. 自然環境及び自然環境の保全に関する調査研究
2. 自然環境及び自然環境の保全に関する情報・標本等資料の収集整理、解析及び提供
3. 自然環境保全に関する技術援助、人材派遣等の支援活動
4. 自然環境の保全のための人材の育成及びそれに関する技能の検定
5. 自然環境の保全に関する講演会、研究会、出版物の刊行等による普及啓発
6. 野生鳥獣の保護管理及び希少な野生動植物の種の保存並びに外来生物の防除等による生物多様性の保全
7. 環境の保全に係る社会基盤の整備に関する調査、計画策定等
8. その他、目的を達成する為に必要な事業

沿　革

1978（昭和53）
財団法人　日本野生生物研究センター設立

1992（平成4）
財団法人　自然環境研究センターに名称変更

1993（平成5）
国際希少野生動植物種の登録機関に指定される

1995（平成7）
国際希少野生動植物種の認定機関に指定される

2000（平成12）
東京都文京区から台東区へ移転

2003（平成15）
一般労働者派遣事業許可を取得

2004（平成16）
外来生物法の種類名証明書発行機関に登録される

2006（平成18）
奄美事務所、小笠原事務所　開設

2008（平成20）
佐渡事務所　開設

2012（平成24）
一般財団法人へ移行

2013（平成25）
東京都墨田区へ移転、設立35周年

2018（平成30）
特別国際事業者の事業登録機関として登録される
設立40周年

豊富な実績 ― 全国で展開するフィールド調査

9 ツキノワグマ地域個体群の保護管理（島根・広島・山口）



島根・広島・山口の３県にまたがる「西中国地域のツキノワグマ」の保護管理を進めるために、クマの目撃等の情報から分布域を把握し、さらにカメラトラップ法を用いて西中国山地における生息数を推定しました。これらの調査結果を特定鳥獣保護・管理計画に反映させ、クマとの共存を図っています。

10 ツシマヤマネコの生息状況調査・ツマアカスズメバチ駆除（対馬）



国内希少野生動植物種であるツシマヤマネコについて、環境省が実施する保護増殖事業として、1984（昭和59）年度以降、分布や生息密度等を把握するための生息状況調査を実施してきました。また2012（平成24）年に対馬市で国内において初めて確認された特定外来生物ツマアカスズメバチについて、防除作業やモニタリングを行うと共に、地域住民による大規模な防除の支援等も実施しています。

11 ニホンジカ管理計画（宮崎）



各地の森林や中山間地で農林業被害や自然植生への甚大な影響を発生させているニホンジカを対象として、人との軋轢を軽減するための調査を実施しています。宮崎県全域を対象とした生息密度や分布状況等の生息状況の調査、個体数の推定や将来予測の実施、管理施策の提案、特定鳥獣保護・管理計画の策定支援を行いました。

12 世界自然遺産登録・マングース防除（沖縄・奄美）



2021（令和３）年７月に、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は世界自然遺産に登録されました。当センターでは、暫定リストへの掲載、推薦書の作成、IUCNによる現地調査、世界遺産委員会での審議等、登録までの一連の過程を支援しました。また奄美大島の固有種を捕食し、その生息を脅かしてきた外来種マングースの防除に1996（平成８）年から2024（令和６）年の根絶達成に至るまで一貫して取り組んできました。

13 エトピリカ保護増殖事業（北海道）



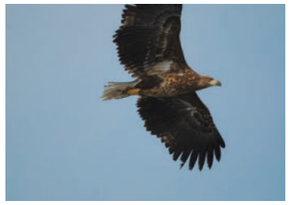
エトピリカは、かつて道東の島々で繁殖していましたが、近年生息環境等の悪化により、国内における生息個体数が急激に減少している状況にありました。このエトピリカに関する保護増殖事業の一環として、近年まで繁殖が確認されているユルリ島及びモユルリ島における海鳥類調査、ドブネズミの駆除等を実施するとともに、国内飼育個体の野外導入に関する検討や情報収集を行いました。

8 大台ケ原自然再生（奈良・三重）



台風による倒木、ニホンジカの個体数の増加、利用者の増加など、複合的な要因により衰退してしまった大台ヶ原の森林生態系を、昭和30年代前半までの姿へ再生することを目指して自然再生が進められています。当センターは、ニホンジカの個体数調整や植生の回復に伴う動物相等の変化を把握するための様々なモニタリング調査を実施しています。

1 高病原性鳥インフルエンザ緊急調査（北海道・兵庫ほか）



2004（平成16）年に79年ぶりに日本で高病原性鳥インフルエンザが発生して以来、冬期には散発的に発生が確認されていましたが、近年は毎年のように発生しており、養鶏場のニワトリのほか、猛禽類やツル類などの希少種を含む様々な野鳥で高病原性鳥インフルエンザによる死亡が確認されています。当センターでは、発生地点周辺に生息する野鳥のウイルス保有状況等を把握する緊急調査を、約20年間にわたり日本各地で実施しています。

2 カモシカ特別調査（岩手・岐阜・大分ほか）



全国13地域にカモシカ保護地域が設定され（四国と九州は設定準備中）、カモシカの保護が図られています。当センターでは、各地の保護地域において、カモシカ地域個体群を安定的に維持し、適切に保護管理するために、分布調査、生息密度調査、生息環境調査等を実施し、カモシカ個体群の保護管理に貢献しています。

3 震災後の福島県における調査（福島）



2011（平成23）年３月の東日本大震災に起因する福島第一原発事故の影響によって設定された帰還困難区域等で、住民の帰還に向け、日常生活や農業生産に支障をもたらすイノシシ、アライグマ、ハクビシンの捕獲を進めています。また、捕獲による効果を科学的に検証するために、センサーカメラを用いた調査によって個体群の動態を評価しています。

4 トキ野生復帰モニタリング（佐渡島）



当センターでは佐渡に現地事務所を設けて、2008（平成20）年の第１回トキ放鳥以降、放鳥個体を追跡したり、繁殖状況を継続的に調査するなど、トキの野生復帰に向けた業務に取り組んでいます。得られたモニタリングデータを活用し、捕食者対策や放鳥方法の検討を行うことによって、野生下での繁殖にも成功するようになり、野外におけるトキの個体数は2023（令和５）年末には推定で532個体にまで増加しました。

5 希少種保全・外来種対策・西之島学術調査（小笠原諸島）



外来種等の影響により絶滅の危機に瀕している小笠原固有の陸産貝類（カタツムリ）やオガサワラハンミョウについて、飼育下で増やし、一部の種では元の生息地で野生復帰を進めています。クマネズミやグリーンアノールなど、希少種の減少要因となる外来種についても対策に取り組んでいます。また、2013（平成25）年以降の噴火により生態系がリセットされた西之島では、原初の生態系の生物相等を明らかにするため総合学術調査を実施しています。

14 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定業務（千葉）



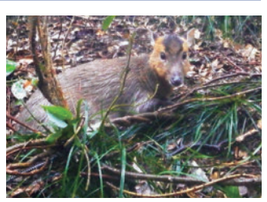
千葉県内で分布が拡大し、人間との軋轢が生じているニホンジカ、イノシシを対象に、農林業被害の低減と、適切な個体数管理を目指して指定管理鳥獣捕獲等事業の評価と事業計画の策定をしました。また、各種モニタリング調査の結果に基づき捕獲効果の検証と個体数密度の推定を行い、次年度の事業計画へ反映させています。

15 モニタリングサイト1000サンゴ礁（長崎・高知ほか）



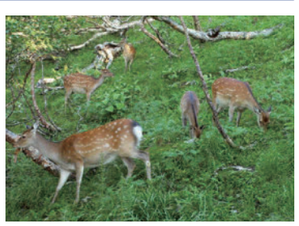
国内のサンゴ礁・サンゴ群集の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることでサンゴ礁生態系の変化等を検出し、適切な自然環境保全施策に活かすため、館山から西表島まで全国に配置された26のサイトで現地の方々と協力して調査を行っています。調査ではサンゴの被度やサンゴを食べるオニヒトデや巻貝、高水温によるサンゴの白化の程度などについて調べており、これによってサンゴ礁生態系の状態を記録しています。

7 キョン防除（伊豆大島）



伊豆大島では、特定外来生物キョンの個体数増加に伴い自然植生への影響や農作物被害などの問題が起きています。当センターでは、探索犬を用いた効率的な銃器捕獲、新規捕獲手法の開発や運用、防除事業実施計画の立案、事業全体のコーディネートに関わっています。

6 高山帯ニホンジカ対策（南アルプス）



南アルプスでは、1990年代末からニホンジカによる高山・亜高山帯への影響が急速に拡大し、生態系の攪乱は深刻なものとなっています。当センターでは、ニホンジカの生息状況や植生への影響を調査するとともに、高山・亜高山帯でのニホンジカの捕獲方法の検討を行うほか、標高2700m付近（仙丈ヶ岳・馬ノ背）での捕獲も実施しています。

私たちは、国や地方自治体などからの業務を通じて、日本のみならず地球規模の自然環境保全に貢献しています。

業務分野

自然環境に係るモニタリング

自然環境の保全のためには、現状の把握と変化をとらえるための科学的かつ客観的なデータを収集する必要があります。また、日本全国における野生動植物や自然環境の現況・変化といった基礎情報は、国の自然環境行政を推進する上で大変重要です。

当センターでは、自然環境保全基礎調査等の受託業務を通じて、生物多様性の状況を科学的に評価するためのデータや情報の収集・整理に深く関わってきました。



モニタリングサイト1000
高山帯開花フェノロジー調査

業務分野

希少種保全

近年、乱獲や開発などにより多くの種が絶滅の危機に瀕しています。このような絶滅の危機に瀕する希少種の保全には、その種の生態、現状、減少要因、保全技術等の知見集積が重要です。

当センターでは、これまでの豊富な知見や実績を基に、希少種や、保護上重要な地域などの保護対策に係る業務を行い、保全に大きく貢献しています。



ミヤコタナゴ(国内希少野生動植物種)
保護増殖事業における生息状況等調査

業務分野

危機管理のための迅速な対応

近年ヒトと動物、それを取り巻く環境は、相互につながっていると捉え、分野横断的な課題解決のために活動するワンヘルス・アプローチの考え方が注目されています。

当センターは、高病原性鳥インフルエンザやCSF（豚熱）など、鳥獣や社会・経済への影響が大きい感染症への対応を進めてきました。また、福島第一原発事故での放射性物質による生態系への影響把握など、緊急事態に対し、関係機関や外部の専門家と協力して迅速な対応を行っています。



放射線影響調査におけるサンプル採集作業

技術を支えるために

実践的な学術研究の展開

自然再生、鳥獣保護管理、外来生物対策など、自然環境に関する多様な分野で、先進的な業務に関わってきた当センターのノウハウは、学術研究分野においても大きな貢献をしています。

多くの学会において各種委員を務める研究員も多く、学会活動の活発化にも積極的に関わっています。

技術を支えるために

先駆的な手法の施行や開発

外来種の侵入や定着といった、従来の方法ではすぐに対処できない課題に対して、探知犬の導入や対象種に特化したトラップの開発などを行ってきました。また、小笠原ではドローンで撮影した林冠の動画からAIによってグリーンアノールを自動的にカウントするシステムを構築するなど、捕獲作業や調査作業の効率化を図っています。

業務分野

鳥獣の保護管理

人間と野生動物との関係は時代や社会の移り変わりとともに大きな変化を見せています。

当センターでは、科学的・計画的な鳥獣保護管理事業を推進するため、鳥獣の分布、個体群動態、生息数、植生などのモニタリングや農林水産業等への被害対策に関する情報の収集・整理、それら情報に基づく政策提言を行っています。また、地方自治体と鳥獣保護管理の専門家をつなぐための登録制度を支援しています。



大台ケ原におけるニホンジカの保護管理事業

業務分野

外来生物対策

国外や国内の他の地域から導入された生物である外来生物は、地域固有の生物相や生態系を改変するなど、大きな脅威となっています。

当センターでは、マングースやグリーンアノールの防除をはじめとする様々な外来生物対策に取り組んでいます。また、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」には策定時より関わっており、計画の見直しや改正に際しては、これまでに集積した知見や経験を基に支援するなど、外来生物対策の推進に寄与しています。



当センター開発のグリーンアノール粘着トラップ

業務分野

制度や政策の策定支援

生物多様性を保全するには行政、地域住民、専門家の連携した取組が重要です。特に国や地方公共団体が制度・政策の方向性を示し、推し進めることが求められます。

当センターでは、生物多様性国家戦略のような総合的な計画策定全般のほか、鳥獣の保護管理、希少種の保全、外来種対策など各分野における法制度や計画策定の支援、国際的な情報収集や合意形成を支援する業務に携わり、国や地方公共団体の行政実務に貢献しています。



生物多様性条約第10回締結国会議（2010年）

技術を支えるために

勉強会の開催

これまでの知識・技術・技能の更新をはじめ、新たな技術獲得のために、当センター職員による内部勉強会を開催しています。

また、今後の日本の自然と国土が人間社会の変化と関連してどう変わるかを予測し、人間社会と自然がどうあるべきかを探る勉強会を、有識者を交えて行っています。

技術を支えるために

生態系保全に係る国際協力

当センターでは、国際協力機構（JICA）の業務を受け、発展途上国の環境行政担当官等を対象に、里地里山管理やサンゴ礁保全、国立公園管理など、日本の取組を紹介しながら、生物多様性保全や生態系管理などに関する研修を実施しています。

世界自然遺産登録支援
「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

世界遺産に登録されるまでには、世界遺産の暫定リストへの掲載、推薦書の作成、IUCN（国際自然保護連合）による現地調査、世界遺産委員会での審議と様々なプロセスを経る必要があります。当センターでは当該遺産の登録において、これらすべてのプロセスにおいて日本政府を支援してきました。

また、2021（令和３）年世界遺産登録後も科学委員会の運営支援や、世界遺産の価値とされている希少種や固有種の調査・研究を通じて、当該資産の保護管理を支援しています。

西表島の後良川マングローブ林





世界遺産登録に先立って行われたIUCNの現地調査では、視察や意見交換会等の実施を支援しました。



ユネスコに提出された推薦書



沖縄本島とその周辺にのみ生息する固有種のクロイワトカゲモドキ。本種を含む南西諸島に分布するトカゲモドキ類（２種６亜種）の生息状況の現状調査を行い、効果的な保全施策を検討しています。

奄美大島でのチャレンジ ～貴重な自然を次世代につなぐために～

奄美大島でのチャレンジ 希少野生生物の生息状況調査・保護増殖事業支援

奄美大島は、九州と沖縄の中間に位置し、何百万年もの間、ユーラシア大陸や日本本土と生き物の交流がなかったため、独自の生物多様性が育まれ、固有種が数多く生息・生育する重要な場所です。

しかし近年、マングースといった外来種等により、奄美大島固有の生態系が破壊されてきました。現在、多様な関係機関・団体により、この貴重な奄美大島の生態系を回復、維持し、次世代に継ぐ取組が行われています。当センターでもこの取組に関わり、世界遺産登録後も、その価値とされる希少野生生物を保全するために希少種・固有種の生息状況の確認や保護増殖のための事業を支援しています。



渓流沿いにのみ分布する希少な植物を探索している様子。調査により生息域内・生息域外保全推進のための知見を収集しています。



アマミトゲネズミは奄美大島固有種で、国内希少野生動植物種に指定されています。マングースの影響により一時は大きく数を減らしましたが、マングース防除事業の成果により近年は生息数・分布ともに回復傾向にあります。

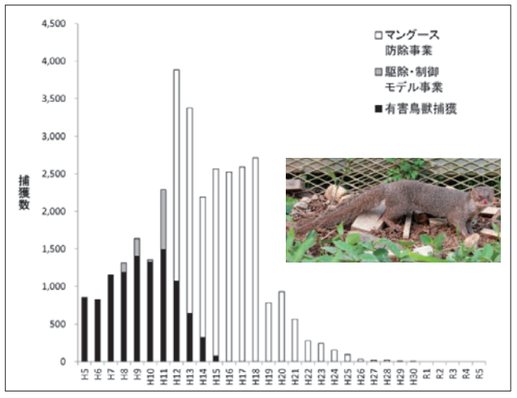


奄美大島の固有種アマミカヤラン、環境省レッドリストで絶滅危惧IA類に指定されています。当センターでは奄美大島を中心に希少植物の生育状況の調査を行っています。

奄美大島でのチャレンジ マングース防除事業

奄美大島でハブの駆除を目的に放されたマングースは、ハブ以上に固有種を含む多くの動物を捕食し、島固有の生態系が破壊されてきました。

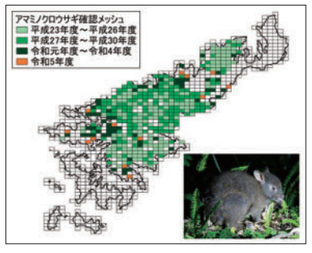
防除事業等により1996（平成８）年から継続して捕獲を実施した結果、2018（平成30）年の捕獲を最後にマングースは確認されなくなり、2024（令和６）年９月、環境省より奄美大島におけるマングースの根絶が宣言されました。これは、マングースの根絶では世界最大規模の事例となります。マングースの生息数の減少に伴い、アマミノクロウサギやアマミトゲネズミ等の在来種の分布は回復傾向にあり、こうした成果は世界自然遺産への登録に際しても高く評価されました。



2018（平成30）年４月の最後の捕獲から根絶宣言までの約６年半、全島網羅的な捕獲作業やモニタリングを継続しましたが、マングースの生息は確認されませんでした。



マングース探索犬は、ハンドラーとともにマングースの生体臭気や糞を探します。マングースの根絶を確認する上で、探索犬の活躍は不可欠でした。そしてマングース根絶後も、奄美大島へのマングースの侵入を監視するために活動を続けています。



奄美大島と徳之島の固有種アマミノクロウサギは、マングースの防除が進むとともに分布が回復し、今では市街地近くの山林を含む島内の広範囲で生息が確認されています。



「小笠原諸島」の保護増殖

2011（平成23）年に世界自然遺産に登録された小笠原諸島は、総面積の約70% が遺産地域に指定されており、陸産貝類（カタツムリ）や昆虫、植物などで数多くの固有種が見られます。遺産価値を維持するため、登録後も外来種対策や生態系モニタリングなど、行政機関によって様々な保全管理が進められています。

当センターでは、環境省事業により絶滅の危機にあるオガサワラハンミョウや陸産貝類の保護増殖を実施しており、父島にある小笠原世界遺産センターでの飼育繁殖や元の生息地への野生復帰を進めています。また、野外での生息状況モニタリングや生息地の環境改善、外来捕食者対策、新たな種の飼育技術開発、他施設での分散飼育の支援など、多面的に保全に取り組んでいます。


父島の小笠原世界遺産センター内にある保護増殖室（６種のカタマイマイ属・オガサワラハンミョウの飼育繁殖を実施）


野生復帰のためにマーキングした
オガサワラハンミョウの成虫


ハンミョウ幼虫の巣穴モニタリング


野外での生息状況モニタリング



外来種対策に係る支援

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）の改正支援「外来種被害防止行動計画」の策定、「生態系被害防止外来種リスト」の作成に全面的に携わるとともに、特定外来生物の追加指定等、国の重要な施策の推進を継続的に支援しています。また、非意図的に侵入する外来生物の対策として、疑わしい生物の同定及び発見時の緊急的な防除、植物防疫所や税関の行政職員のための同定マニュアル等を作成し、水際対策を支援しています。

環境省の実施する対策の他にも、調査で得られた知見の普及を図るため、地域住民や市町村担当者を対象とした報告会の開催や、それぞれの外来種被害防止対策マニュアルを作成するなど、地域の総合的な被害対策にも貢献しています。




キョン探索犬


ツマアカスズメバチ


主要な港湾周辺における外来アリ類のモニタリング調査


大台ケ原のニホンジカ

適切な鳥獣保護管理に向けた支援

当センターでは、近年の野生鳥獣の問題解決に取り組むため、生息数や生息状況調査等の実施により科学的なデータの収集・分析を行い、その結果を用いて野生鳥獣の保護管理に係る計画や施策の検討・策定と、適切な保護管理を推進するための支援を行っています。

環境省業務では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類に関して全国の情報を収集し都道府県の保護管理のあり方を取りまとめた「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」を作成しました。また、モニタリング調査や計画策定業務を通じて、都道府県が適切な鳥獣保護管理を推進していく事を支援しています。


スキー場に出現したイノシシ



特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン


生物多様性の保全は国際的な関心事であり、2022（令和４）年にカナダ（モントリオール）で開催された生物多様性条約第15回締約国会議第二部では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この国際的な枠組を踏まえて策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」は日本における目標とロードマップを示して、全国各地で多様な取組を加速しようとしています。

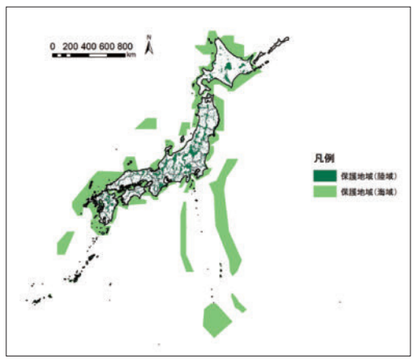
「生物多様性国家戦略」の策定

「生物多様性国家戦略」をはじめとする政策は、生物多様性に関する現状や変遷を十分に把握した上で策定されます。当センターは、これまで５回にわたる生物多様性国家戦略の策定にあたり、その基礎となる情報を、国土利用、重要地域、野生生物、社会経済などの分野において、様々な時間・空間のスケールで収集・解析してきました。

「30by30目標」は、「ネイチャーポジティブ」実現に向けた国際目標のひとつで、現行の生物多様性国家戦略の重要な柱となっています。当センターは、国際会議での情報収集、保護地域やOECMの検討、自然共生サイト認定運営事務局、生物多様性の価値評価の検討、生物多様性地域戦略の策定支援などを通じて、環境省の30by30達成に向けた取組を支援しています。

【主な業務内容】

- 生物多様性地域戦略のレビューの実施
- 生物多様性地域戦略データベースの構築
- 生物多様性条約締約国会議などの国際会議への出席
- 国際的な議論の動向に関する調査・分析
- 国際会議の資料などの翻訳
- 生物多様性に係る企業活動に関する調査・分析
- 生物多様性の総合評価の実施
- 生物多様性評価の地図化の実施



我が国の保護地域。「30by30目標」の達成に向けては、前提として保護地域の面積を正確に把握することが求められます。当センターでは、地理情報システム(GIS)を用いて多岐にわたる情報を整理し、図面を作成しています。

事業部

法律にもとづく種の多様性保全に関する登録等の業務、生物分類の技能や野鳥識別の能力を検定する試験の実施、さらには、生物技術者を派遣する事業などを展開しています。

国際希少種管理事業部

TEL. 03-6659-6018

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法とする）によって指定されている「国際希少野生動植物種（うち、ワシントン条約の附属書Ⅰ掲載種のみ）」の個体等の譲渡し等（売買（有償無償問わず）、賃借を含む）及び販売・頒布を目的とする陳列、広告（インターネット上の広告も含む）は、原則禁止されています。但し、一定の要件を満たした個体等は、登録機関により登録票の交付を受けることにより譲渡し等が可能となります。

当センターは1993（平成5）年以来、種の保存法に基づく「登録機関」として登録票の交付等を行ってまいりました。その後の法律の改正により、2004（平成16）年1月20日付けで環境大臣から「登録機関」、また環境大臣および経済産業大臣から「認定機関」として登録されました。さらに2018（平成30）年6月1日施行の法改定によって、「登録機関」は「個体等登録機関」に名称が変更されました。現在、個体等登録機関として国際希少野生動植物種の個体等登録関係業務、並びに認定機関として適正に入手された原材料（象牙）から製造された象牙製品の認定関係業務を行っています。



登録票

特別国際種事業者登録事業部

TEL. 03-6659-3577

2018（平成30）年6月1日に施行された「種の保存法」の一部を改正する法律において、特別特定器官（象牙製品）にかかる業務を行う特別国際種事業者（象牙製品を扱う業者）が、これまでの届出制から登録制に変更されました。

当センターは、2018（平成30）年6月8日より、種の保存法に基づく「事業登録機関」としての登録を受け、特別国際種事業者の事業者登録関係事務を行っています。


象牙の印鑑と根付

外来生物管理事業部

TEL. 03-6659-6019

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）の施行により、特定外来生物、未判定外来生物、種類名証明書の添付が必要な生物に指定された生物は、国外からの輸入にあたって規制、制限を受けることになりました。生きた生物を輸入する場合、種によって種類名証明書の添付が必要になります。

当センターは2005（平成17）年6月9日付けで農林水産省および環境省により、国内証明書発行機関として登録され、これにもとづき種類名の判定（同定）、証明書の発行などを行っています。

検定事務局

TEL. 03-6659-6110

生物分類技能検定　野生生物に関心のある人々を対象に、正しい分類の知識の向上を図り、自然環境や野生生物の調査や保全を担う明日の人材を育てるとともに、動物分類学や植物分類学の発展に寄与することを目的として、1999（平成11）年に開始した検定試験です。

動植物に興味のある方から生物調査に携わる専門家まで、幅広い人々を対象に1級～4級の検定試験を実施しています。1・2級の合格登録者は、環境省「一般競争（指名競争）参加資格申請」における「自然環境共生関係コンサルタント業務」の有資格者として認められます。3・4級には学校単位で申し込みができる制度もあります。

野鳥識別士試験　鳥類調査に従事される方々の野鳥識別能力を客観的に評価し、日本における捕獲によらない野鳥調査の精度を向上させること、また野鳥観察に親しむ一般の方々の野鳥に関する意識を高めていくことも目指して、2025（令和7）年に開始した試験です。年齢や学歴、業務経歴にかかわらず、幅広い方々に何度でも継続的にチャレンジいただけます。

100点満点中60点以上の方には得点に応じた「野鳥識別士」の称号を授与し、認定証を発行します。60点未満の方には級・得点を記載した結果通知書を発行します。

人材派遣事業部

E-Mail：jinzai@jwrc.or.jp

自然環境保全・調査や野生生物保護管理などに必要な専門性を持つ人材を、要求される業務場所に適切に派遣する人材派遣事業を行っています。

一般労働者派遣業（般）13-030112

東京環境工科専門学校との連携

1994（平成6）年に、日本最初の自然環境保全技術者養成専門学校としての新学科を設けた東京環境工科専門学校。この学科創設以来、当センターはカリキュラムの検討や講師の派遣などで同校を支援してきました。同校の教育活動と当センターの研究活動を連携させて、明日の自然環境保全を担う人材の育成に貢献しています。



公益信託の事務局業務

公益信託の受託者である三井住友信託銀行からの委託を受け、次の4つの公益信託について事務局を設け、応募の受付、申請書の発送などの業務を行っています。

各信託基金の公募期間は3月から5月上旬です。

1）富士フイルム・グリーンファンド
2）ミキモト海洋生態研究助成基金
3）四方記念地球環境保全研究助成基金
4）増進会自然環境保全研究活動助成基金



富士フイルム・グリーンファンド機関誌





一般財団法人 **自然環境研究センター**

〒130-8606 東京都墨田区江東橋三丁目3番7号

事務局（代表）　TEL 03-6659-6310　FAX 03-6659-6320

第1研究部　TEL 03-6659-6331　FAX 03-6659-6333

第2研究部　TEL 03-6659-6332　FAX 03-6659-5633

企画開発部　TEL 03-6659-6272　FAX 03-6659-6320

http://www.jwrc.or.jp/

エコアクション21®
認証番号0006870



ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C002210

2026年11月　9版